

(留学生、事業修習者等の届出)

令和 年度 租税条約の規定に基づく個人市・県民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

十和田市長 あて

個人市・県民税の 免除を受ける者	氏 名			
	住所(居所)			
	生年月日		年 齢	
	国 籍		入国年月日	
	在留資格		納 税 地	
	在留期間			
	入国前の住所			
在籍する学校、 訓練を受ける事業所等	名 称			
	所 在 地			
租税条約の規定に 基づく所得税の 免除について	所得税については、日本国と との間の 租税条約第 条第 項により、租税条約に関する届出書を 年 月 日に税務署へ提出して免除を受けています。			
免除となる所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	契 約 期 間			
	職 務 内 容		資 格	
	所得の方法		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
納税管理人	氏 名			
	住 所			
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)
- ・在留カードの写し(在留期間等の記載があるもの)
- ・在学証明書(学生である場合)
- ・事業等の修習者であることを証する書類(事業修習者の場合)
- ・交付金等の受領者であることを証する書類(交付金等の受領者である場合)
- ・雇用契約等の誓約書(雇用契約を締結している場合)

※注意事項

- ・提出期限(当該年度の3月15日)までにご提出ください。(土曜日、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出期限までに提出がない年度は免除を受けることができませんのでご注意ください。